令和7年度沖縄県自動車税納期内納付広報宣伝委託業務契約書

沖縄県総務部税務課

令和7年度自動車税納付期内広報官伝委託業務契約書

沖縄県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、令和 7年度自動車税に係る広報を行うための業務を甲が乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

(名称及び委託期間)

- 第1条 委託する業務の名称及び委託期間は、次のとおりとする。
 - (1) 委託業務の名称:令和7年度沖縄県自動車税納期内納付広報宣伝委託業務
 - (2) 委託期間:契約締結日から令和7年6月2日まで

(委託業務の内容)

第2条 乙は、令和7年度沖縄県自動車税納期内納付広報宣伝委託業務企画提案仕様書に基づき作成した提案書の内容について、甲と協議のうえ、令和7年度自動車税に係る納期内納付率の向上のための広報宣伝業務を実施するものとする。

(委託料)

第3条 甲は、前条に定める委託業務につき、乙に対し金 円を委託料として支払うものとする。

(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 円とする。)

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額とする。

(委託料の支払方法)

- 第4条 乙は、委託業務の終了後、甲の検査に合格した場合に限り、委託料の支払 いを請求するものとする。
- **2** 甲は、前項の支払いの請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 3 乙は、委託業務の完了前に、業務の既済部分に対する委託料相当額の10分の9 に相当する額を超えない範囲で部分払いを請求することができる。
- 4 精算額が契約金額に満たないときは、その精算額をもって契約金額とする。
- 5 甲は、前項の請求があった場合は、遅滞なく検査を行わなければならない。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第101条の規定 によるものとする。

(制作著作権)

第6条 この契約に基づいて制作されたものの著作権は、甲に属し、乙は、甲の許可なくしてこれを使用し、販売し、又は再び放送してはならない。

(調査等)

第7条 甲は、委託業務の処理状況について随時調査し、又は乙に対して必要な報告を求め、若しくは指示することができる。

(完了報告及び支払請求)

第8条 乙は、業務が完了したときは、遅延なく、業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

(紛争の解決)

第9条 甲は、第7条の規定により乙に指示した内容については、その一切の責任を負うものとし、万一これにより第三者に影響を及ぼした場合は、責任をもってこれを解決するものとする。ただし、乙が甲の指示に違反し、又は過失若しくは 怠慢により第三者に影響を及ぼしたときは、乙は、責任をもってこれを解決するものとする。

(履行遅滞の場合の違約金)

第10条 乙の責に期すべき事由により、甲が指定した期日までに成果物を納入することができないときは、乙は、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し年2.5 パーセントの割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(再委託の制限)

- 第11条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、 又は請け負わせてはならない。
- 3 乙は、本委託業務に係る企画提案の公募に募集した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)と密接な関係を有する者に 契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときには、10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承 認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で示した「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、 又は請け負わせるときはこの限りでない。

- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合は、 乙が、その損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。 これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

- 第12条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。
- **2** 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

- **第13条** 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全て の証拠書類を整備しなければならない。
- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々 作成しなければならない。
 - (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
 - (2) 前号の者ごとに実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
- 3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存 しておかなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

- **第14条** 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙の責めに帰すべき理由により、履行期限内に委託業務を完了する見込みがないことが明らかであるとき。
 - (2) 正当な理由がなく契約締結後から10日以内に委託業務に着手しないとき。

- (3) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団又は暴力団員であるとき。
- (4) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、乙がこの契約に違反し、その違反により委託契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により、この委託契約が解除された場合において、乙はこれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。
- **3** 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその賠償を請求できないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第15条 乙は、本契約に関して、自ら又は再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約違反の処置)

- **第16条** 乙がこの契約に違反した場合の処置については、甲及び乙が協議のうえ、 定めるものとする。
- 2 乙が前各条に違反し、又は過失若しくは怠慢により、甲に著しい損害を与えた と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、この契約を解除することができ る。
- 3 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じても、甲は、

その責任を負わないものとする。

(契約不適合責任)

- 第17条 納入された成果物が本契約の仕様に適合しないものであるとき(以下「不適合」という。)は、当該不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものである時を除き、甲は乙に対し、成果物の補修等の履行の追完を請求することができる。
- 2 前項に基づく請求期間は第1条の契約期間満了から起算して1年間とする。
- 3 第1項の規定に基づく不適合に起因して甲が実際の通常かつ直接の損害を被った場合、甲は乙に対し、当該損害の直接の原因となった本件委託業務の料金相当額を上限として、当該損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰すべきことができない事由から生じた損害及び逸失利益については、乙は賠償責任を負わないものとする。

(協議)

第18条 前各条のほか、この契約に関して疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議 のうえ、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、 各自1通を保有する。

令和7年3月日

甲 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号

沖縄県

沖縄県知事 玉 城 康 裕

 \mathbb{Z}